

令和2年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月11日 午前10時00分		
	散 会	12月11日 午後2時45分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和2年12月11日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第50号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質 疑 討 論 ・ 採 決
2	議案第51号	今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について	質 疑 討 論 ・ 採 決
3	議案第52号	物品購入契約について	質 疑 討 論 ・ 採 決
4	議案第53号	令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について	質 疑 討 論 ・ 採 決
5	議案第54号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算につ いて	質 疑 討 論 ・ 採 決
6	議案第55号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	質 疑 討 論 ・ 採 決
7	議案第56号	令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について	質 疑 討 論 ・ 採 決
8	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑 討 論 ・ 採 決
9	同意案第12号	今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて	説 質 疑 明 討 論 ・ 採 決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

昨日、12月10日に予定していた一般質問につきましては、最終日の議事日程といたします。

日程第1. 「議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

この中で次のページを見てみると、現行と改正後ということではいろいろ金額が63万円から19万円とかあって、33万円から43万円ということでもありますけれども、あまり理解しにくくて、33万円から43万円に変わっているということではありますが、所得に応じて今までは33万円で国保の課税ということであったけれども、この33万円から43万円に金額が上がったということでは理解していいのか。現行は33万円から43万円とありますが、今、国会でも75歳以上の負担金が何万円から何万円ということでもありますけれども、こういう意味ですか。分かりやすく、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例になりますけれども、基本的に控除額が給与所得者等につきまして33万円の控除になりました。これが税改正に伴って、国民健康保険税の対象者の減額に影響がないように、伴うように税制改正に伴って10万円の引き上げをしたというところでもあります。税制改正に伴って10万円の改正があったものですから、それに伴ってこれまでの控除額、給与所得者等が不利益にならないように、国民健康保険税の額に関しても変更が生じているというところでもあります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは例えば扶養控除とか、いろいろありますよね。38万円とか。33万円の控除額から43万円に上がったということでは理解してよろしいですか。33万円から43万円に上がって、これだけ10万円は多くなったということでは理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 はい、そのとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第50号、質疑いたします。今の質疑でも少し分からない点がありましたので、説明の中では給与所得者へ不利益にならないように、要は社会保険とか基準というのですか、そういうのを合わせるのかなというふうにも感じたのですが、そこの詳しい説明と、あとこれは課税対象者が増えていくのか。それとも対象世帯が増えていくのか、減るのかですね。そしてそれにおける税収の影響はどのようにあるのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

税制改正によって所得税の控除額が10万円引き下げられたことによって、その国保加入者の所得割額の税制算定に用いられる数値に影響が出てくるということでもあります。そのために国保加入者の給与所得者等の税に不利益を被らないような形として、今回の改正となっている状況でございます。

税制の影響に関しては、次年度以降の税に反映されてくるというところでありますので、さほど大きな影響はないものではないかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第50号、質疑いたします。

先ほどから新しい改正案のところで33万円の控除額から43万円に、先ほど同僚議員からもいろいろと質疑があったのですが、まだちょっと理解ができなくて確認したいのですが、33万円の控除額だったものが43万円になるということは、所得というか、税率は下がるんじゃない……。要は100万円の所得がありましたと。33万円だったら67万円に税金がかかっていたはずだけれども、57万円に税金がかかるということは、税額は下がるのではないかと。私の解釈としてはそうなるのですけれども、もう一度この辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時19分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

提案理由にもあるとおり、国民健康保険税に係る所得の基準については地方税法の施行令の一部改正に伴って基礎控除相当分の基準額が改正されますので、それに伴う不利益が被らないように、国民健康保険税の算定についても改正が必要となっております。ちなみに給与所得控除につきましては、今回、令和3年度の税制改正で10万円、控除額が増額になっておりますので、その分所得額が逆に増える形になっていきます。その所得が増えることに伴う影響を国民健康保険税で改正をしているというような内容でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今課長からご説明があった、いろいろと福祉の予算というのは本当に国の財政事情とか、経済上でもいろんな意味で制度がころころ変わってくるというところで、ちょっと私たちでも分かりづらい部分があって、私の感覚で言うと、控除というと税金額が下がるイメージがどうしてもあって、どこかでその分を補填しなきゃいけないのかなというイメージがあったというところではあるのですけれども、これは改めてこの辺の、今議会でなくても構いませんので資料とかで説明を。私のイメージでは、もし控除が増えて保険額が下がるようなことがあった場合には、例えば税制の問題なので、国が

らその分の補填があるのかとか、その辺が気になっていた部分はあって、下がりはあるけれども、結局自治体の負担になるのかというところで少し不安な要素があったけれども、その辺は結局、今年度かかっている保険税と来年度が地方税の、何かそれが変わって安くなるけれども、保険税自体はある意味、帳尻を合わせて今年度と同じぐらいの金額に。例えば100万円の所得があった人が、今までかかっていた保険税というのは来年度も大体同じぐらいの基準でいくと考えてよろしいのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

実際、議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 では今そのとおりのことであると、例えば住民税や所得税は同じ所得、今年100万円の所得があったとしても、来年度は100万円の所得があったとしても、所得税は下がるかもしれないけれども国民健康保険税は変わりませんよという。もう一回改めて、この解釈でよろしいのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

給与は、人によって変わりますけれども、この狭間の控除によって軽減がかかる方、かからない方の狭間の方もいらっしゃるので、一概にどの世帯も下がるとかそういうことを今断言はできないのですけれども、そういう方が軽減がかかった場合には税が、これまで軽減がかからなかった方が、軽減がかかった場合には税は下がります。これまでと同等額であれば変わらないという形になります。ちなみに、この軽減によって下がった場合の税の補填に関しては国から補填されるという形になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今説明がありましたが、なかなかやはり税制とか法律が難しい部分があって、ぜひ改めて議会にももう一回説明していただきたいのと、もしかしたら減によって自治体の負担が増えるとか、そういったことが出てくるのがもしかしたらあるのか。その辺も勉強させていただきたいという思いがあるので、ぜひ改めて勉強をさせていただきたいと思っていますので、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今回の令和3年度の税制改正によるものです。こちらとしても給与所得控除の改正とか、公的年金等控除の改正などがありますので、そういった影響を踏まえて国保税の一部改正につながっているということです。双方理解した上でということもありますので、そういう申出があれば共に理解を深めていきたいということを考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第50号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定についてということで、提案理由が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、鳥獣による被害の防止を目的として条例を整備する必要があるため、この議案ということでありませけれども、次のページの第2条に、自治体は次に掲げる職務を行うと書かれておりますが、鳥獣の捕獲及び追い払いに関すること。とありますけれども、この鳥獣というのは今帰仁村ではカラスだと捉えているのか、お伺いします。

その下の鳥獣の生息状況、被害等の情報収集に関すること。これはこのメンバーが作物の被害ということで調査して行うのか。情報収集ということですので、このメンバーで調査をするのか。

次に鳥獣による被害の防止等に関することということで、わな設置の管理もこのメンバーでやるのか。この下に鳥獣被害防止施策に関することともありますので、今わなもあると思うのです。前はありましたので。

第3条第2項に、実施隊員は次に掲げる全ての要件を満たす者から村長が委嘱するとありますけれども、この中の第2号に有害鳥獣対策協議会から推薦を受けた者ということで条件がありますが、推薦を受けた者を村長が委嘱するという形なのか、お伺いします。

この鳥獣免許を今帰仁村は何名が取得しているのか、お伺いします。

それと、この対策協議会のメンバーは何名で構成して協議会を設置するのか、お伺いします。これは初めてですのでね。

次の第3項、実施隊員は地方公務員法ということで、今帰仁村の非常勤職員とするということによって

おりますけれども、裏まで見てみると非常勤職員として位置づけをして、年間1万2,000円の報酬ということで書かれておりますけれども、この弾代まで入ってなのかと思っておりますけれども、これまでお伺いします。

この任期は1年ということで、再任を妨げないと書かれていますが、この任期は今帰仁村だけの1年任期なのか。別の地域も任期は1年なのか、お伺いします。

それと第6条に、実施隊員の出動する区域は今帰仁村全域とするとありますけれども、実施隊のメンバーは村外もできないのかと。前はやっていましたので、猟銃組合がですね。今帰仁村のメンバーが別の地域の対策にも行けるのかどうかです。連携して、やんばるが連帯して。今はもうカラスは、昔はヤンバルガラサーということであったのですが、中南部も広がっている状況ですのでやんばるだけでも連携して、この猟銃免許を持っている方だけでは少ないと思うので、連携して今までやっていましたので、そういうことも可能なのか、お伺いします。前からカラス対策はやってきてはいますが、だんだん増えて、いちごっこみたいであって、全国的に害が広がってこの条例だと思いますが、今のも初めての条例ですのでどう進んでいくのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

まず対象となる鳥獣について、カラスだけかということがありましたけれども、村の鳥獣被害防止計画に基づくものですが、これは北部もありまして、その中ではカラス、タイワンシロガシラ、マングースとなっております。

あと調査についてメンバーが調査するかということですが、もちろんメンバーも含みますけれども、担当のほうで調査は行っています。その調査の協力として、もちろんメンバーも該当するものと思われま

す。今回の条例につきまして、わなについてはもちろん許可を出して、箱わな等も設置はしますが、その際に許可証を出してありますが、今回の条例の制定について、あくまでも実施隊ということでの条例と認識をしております。その中で実際農林水産省の指導がありましたので、これまでは規則で進めておりましたけれども、やはり危険な業務でございますので、優遇されなければならないということで国からありましたので、踏まえてこの条例を改めて設定しようというふうに考えております。

あと、第3条の協議会について協議会から推薦を受けた者ということでありましたけれども、この要綱上は村の協議会から推薦を受けた者というふうに規定しております。

協議会のメンバーにつきましては、経済課長が会長で、副会長に今帰仁村農業委員会の会長、監事にJAおきなわの経済課長、委員の職員及び沖縄県の協力を得て、北部の農林水産振興センターの方をお一人と、北部地区の営農センターの指導員を1人、あと事務局が1人ということになっています。そのメンバーで協議して推薦していくというふうになっております。

あと免許の保有人数ですが、村としてはその免許を保有しているかどうかということは、全体では把握しておりません。ただ、推薦に当たりそれは条件となってきますので、その際には確認をもちろ

んといたします。あとメンバーは村内だけかということでありましたけれども、村外の方もいます。今回の条例は、あく

までも村内でこの活動をしている方のための条例制定でございますので、この方が例えばほかの市町村でやるということであれば、ほかの市町村のそういった協議会とか実施隊に入ってくるものかと思えますけれども、今回上程している条例につきましては、あくまでも今帰仁村で活動される実施隊のための条例と考えております。

あと報酬には使用する弾等も含まれるかということでもありますけれども、今回の報酬についてはあくまでも更新、3か年に1回更新するのですが、その更新にかかる費用について年額1万2,000円を報酬として明記しております。これは国の指導と言いますか、もし条例で制定するのであれば、その場所と公務災害が適用されるような文言は必須ということでもありますので、そこに入れているということでございます。もう一つ、北部地域全体の協議会がありまして公益活動を行いますけれども、その中で日当等は出てきますので、それでそういった銃器に関する費用等は賄ってもらおうということと考えております。

あと任期は1年だけかということでもありますけれども、今回任期は1年にしております。

この銃器の免許については村だけではなく、これは警察の関連も出てきます。別の法律だと思のですが、そういった調査もございますので、それを踏まえて任期は1年ということと考えております。

あと今後どう進むのかということでもありますけれども、これまでは規則のほうで設置して進めておりましたが、今後条例を制定して、この実施隊の方々が安心して活動ができるように条例を制定するわけでございますので、さらにそういった被害防止について拡充されるものではないかと考えております。現在11名で活動しておりますけれども、その方々と協力し合って北部地区が協議会になっている広域活動、あと村内で行っている駆除活動についてもしっかりと調整しながら、農作物の被害防止のために、目的に沿って進めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の答弁で一步進んだなということが伺えます。再度質疑いたします。

今課長の説明では今帰仁村のメンバーは11名ということでもありますけれども、この11名全体が今帰仁村の出身なのか伺います。前からカラス対策をやっていますが、上間吉夫さんが元気なときから箱わな担当で餌を運んでやってきた経緯があって、前々から沖縄県の鳥獣組合というのがあって、このメンバーにお願いしてやっていたけれども、今帰仁村のメンバーだけでは足りなくて、みんなにお願いしてやってきた経緯がありますが、今登録ということがあったので、同じ方が別の市町村でダブっても登録できるのか。県の猟銃組合のメンバーが、今まで一緒にやってきたメンバーがいますので、あちこちやってきました。伊是名、伊平屋はキジが多くて、キジは焼いて食べることもできるとあったのですが、カラスは食べたけど、おいしくなかったです。そういうことで、やんばる全体だけではなくて沖縄県、あちこちの猟銃組合へ行って今まで来ていますので、そういう方が今後も今帰仁村に登録して、一緒にやんばる全体、沖縄全体で活動することができるのか。必ずしも登録は1か所とかあるのかどうか。

それとまた報酬の件です。1年に1回の猟銃の点検があるということで、このものということで説明があったのだけれども、本当に賃金は今までボランティアの感じでやっていきました。弁当がないときもあって、やってきましたけれども、あるメンバーは趣味だから「たまにはこれでいいんじゃないか」と言う人もいて今までやってきましたが、今後このメンバーの活動をやっていくためには、やはり経済的サ

ポートも必要とは思いますが、この報酬の1万2,000円というのは、別に手当には含まれない1万2,000円なのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

まずメンバーについて、先ほども少し触れたと思うのですが村外の方もいらっしゃいます。村内5名、村外6名の計11名で活動しております。

報酬について年額報酬1万2,000円ということですが、それは猟友会等の資料も確認いたしまして、あと近隣の市町村とも比べたのですけれども、大体今帰仁村のほうが、本部町とそれなりの報酬額はあります。残りのところは時給であったり日当であったりして、少し比較ができなかったものですから、今回については年額報酬ということになります。その中の根拠としまして、狩猟登録については3か年に1回更新をするということでお伺いしております。それにかかる免許登録手数料等は県猟友会の会費です。あと保険料、あとシール等にかかる費用が大体3年間で約3万6,000円かかるということで、3か年に1回更新をやるということは、各年大体1万2,000円程度、費用として適正ではないかと考えて1万2,000円としております。通常、県外の方の報酬等の資料をもらったのですけれども、2,000円とかそういう価格であったものですから、それぞれ市町村ばらばらなもので、各市町村で、各自治体でということになりますので、今帰仁村としましては、この方々の登録に関する費用について、3か年更新の費用に関してそれなりの報酬額として計上しているということになります。

あと、やはりその活動をするということによって先ほども申し上げましたが優遇措置がございますので、実施隊になるということで技能講習の免除とか、狩猟税の軽減等、あと今回条例化することによって公務災害の適用、あとライフル銃の所持許可の特例とか様々な優遇措置がございます。重複しますけれども、これまで規則ですとどうしても公務災害が適用されないという状況がございますので、重ねますが、より一層安心してその活動ができるという状況をやはりつくっていかねばならないということになりますので、今回の条例の提案ということとなっております。また、他市町村との兼務ということですが、あくまでもここは今帰仁村の委嘱ということでやっておりますので、他市町村で委嘱されているかどうかというのは、今のところ把握はしておりません。恐らく可能かとは思いますが、今のところ村としては、この村の活動を、この計画について賛同している方等を委嘱をして活動していただいていると考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度聞きたいと思います。

課長の説明では法的経費、維持経費ということで私は思っています。各市町村、甘いなと思っています。本音は燃料代、弁当代も出ます。また次、年間何回やっているかお伺いしますが、我々はボランティアみたいな感じでやっています。これでいいんじゃないかということで行政は認識していないかということがあったのですけれども、費用弁償はこの協議会、県でも話し合ったことがないかどうか。ただ、あのメンバーが今までかかっている経費を計上している形にしか見えないんですよ。1万2,000円というのは、じゃあ年間何回するのか。1回なのか、2回なのかということで、この猟銃で、カラスだと思

ますけれども、別もありますけれども、年間1万2,000円で自分たちの今まで出費したお金だけだと私は思っています。では、この日の賃金云々はどこにあるのか。自分で出して鳥獣対策をなささいということで、県も国もそういう認識なのかということで、ぜひそれだったら県でも各地域でも働きやすい方法を考えながらやらないと長く続かないと思いますけれども、最後に答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

先ほども少し触れましたけれども、もう一つ、北部地区の鳥獣被害対策協議会がございまして、その中で広域活動を行っております。これは北部地区全体で大体日にちを決めまして、6月から始まって月の第一日曜日を全体で確認しまして、一斉に駆除活動を行おうということでの活動を行っております。年8回ほど開催しているのですが、その中で参加された方には日当を4,000円支給されています。これは村からではなくて、協議会から本人たちに活動ということで出ております。活動されている方に全くないということではなくて、少しではありますが日当等は出している状況でございます。また、買取りもしてございますので。あと個人で有害捕獲活動ということで、村内で活動もしていただいております。その中では大体1日当たり1,000円の活動手当等も支給されておりますけれども、それは買取り等もありますので、今800円の支給をしている状況でございます。

あと国と県のお話もございましたけれども、この計画を立てなければ補助事業として該当しませんので、その中で沖縄県の鳥獣被害防止総合対策交付金の中で申請いたしまして、この活動に対して交付されると。それで活動も行ってありますが、その報酬の額については、やはり実施隊に参加することによって、重なりますけれども優遇措置がございますので、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新に対して技能講習が免除されるということがメリットと考えております。あと、重なりますけれども公務災害が適用されるということでもありますので、今帰仁村の非常勤職員として位置づけられますから、何かその活動に対してそういった災害が起きた場合には、もちろん調査を行って後からですが、通常の保険よりは明らかに優遇された保険が適用されるものと考えております。その災害が起きたときに、通常の保険と違いまして療養、休業、傷病、障がい、介護、遺族、葬祭の補償等、一定の要件を満たせばそういったことも該当するということでもありますので、通常の個人で入る保険よりは、実際公務災害のほうがかなり優遇されるということでもありますので、そのあたりも踏まえて今回提案しているということでございます。条例がなければそれは該当しませんので、規則のままではできないので、今回条例の制定を提案しているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時02分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第51号について、質疑いたします。

今いろいろ質疑ありました。その中で、対象となるこの鳥獣というのはシロガシラ、マングースですか。その選定というのですか、これはどのように決めるのか。そしてこの今帰仁村鳥獣被害防止計画、この計画というののどのように立てるのか。被害というのは結構いろんな範囲であると思うのですが、

その辺計画を立てる段階のプロセスみたいな、そういうのを説明求めます。

そしてこの駆除隊の業務内容ですが、どのようなことをやるのか。どの範囲までやるのか。その辺の説明を求めたいと思います。

そして報酬等も書かれておりますけれども、これは国なのか、県なのか。そういうところからの補助なり何なりがあるのかどうか、伺いたいと思います。

先ほど、このメンバーの話をしていました。村内5名、村外6名というふうにありましたけれども、実施隊の第3条の中に全ての要件を満たす者と書いているのですが、この全ての要件を満たす者というのはどのぐらいいるのか。この11名だけなのかどうか。そこの説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

まず計画を立てるプロセスについてですが、沖縄県に鳥獣被害防止総合対策交付金、計画承認申請書を提出いたします。その中で、そういった調査の中にどういった被害が出ているかということもヒアリングの中にあります。調査物を出して、どのような害獣といますか、そういったものがあるか。あとイノシシ等があるかどうか。あとジビエに使うかとか、いろんな調査項目の中で村はカラス、マングース、シロガシラを出して、交付決定を受けてその補助金を活用できるという状況になっております。業務内容については、有害鳥獣の駆除ということになっておりますけれども、もちろんそれは撃てる場所等が決まっておりますので、民間地ではなかなか撃てない状況でありますから、安全に配慮して、いわゆる山間部、そういった場所で駆除をしていただくとなっております。

補助金についても先ほどと同様、県の承認を得て補助金の交付決定が来るということでございます。

あと、要件を全て満たす者ということでありまして、では実際何人かということではございますが、これについてはこれまでこの駆除について携わっている方々を、その内容について精査して継続的に委嘱しているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 先ほどの與那勝治議員の質疑に、説明漏れがございましたので再度説明いたします。

その報酬については、補助金を充てがっているのはございません。自治体の単独費用と認識してはおります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この今帰仁村の鳥獣被害防止計画の中で、先ほどもありましたパインがどうかいろいろありますけれども、駆除に対してというところがありました。例えば鳥獣被害防止と考えると、柑橘系というのですか、ミカンに各農家で網を張ったりとかいろいろあると思うのですが、その辺まで計画を出せば認められるところがあるのかどうか。本土あたりへ行くと、例えばイノシシとか鹿とかそういうのが対象となって、フェンスの設置とかそういうのまで行われるかと思われま。沖縄で言

えば、今帰仁村はこのシロガシラとかありますので、それに対する防止対策、その辺まで計画に組み込めば対象となるのかどうか。また、これは農作物だけに対する補助とかそういうものなのか。農作業をする人に対するものもあるのかどうか。そこの説明も求めたいと思います。報酬に対しては村独自で、単費でやっているというところでありましたけれども、これはこの条例を制定するに当たって、何かしら県から助成される、助成の対象となるようなものがあるのかというのか、あると思うのですが、そこの説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

まずフェンス、ネット等の設置ですが、今のところまずはそのカラスに特化して進めている状況というか、この鳥獣被害についてはタイワンシロガシラですか、それも踏まえて現在進めているのは、県の承認を得ているのはマングース、カラス、シロガシラで今帰仁村は進めております。議員がおっしゃられていたネット等の設置については、今後県のほうと協議会のほうでも調査していきたいと考えております。ただ、ネットを張るというのは、カスミ網等は違法ということもちょっと聞いたことがありますので、ネットの設置についてはまた別の法律に抵触する可能性もありますので、このあたりについては少し勉強していきたいと考えております。あと農作業をなされている方の被害についても、まだその調整が出ておりませんので、協議の場で提言していきたいと考えております。具体的な事例等を、本土のほうでは熊とかイノシシ、大型な鹿とかも事故等が増えている状況でありますので、そのあたりを踏まえて沖縄県でもそのような対策に講じるようなことが可能かどうか、北部地区の協議会の中で検討していきたいと考えております。

また、条例制定に当たっては何かしら支援策があるのかということでもありますけれども、条例を制定すれば特別交付税で措置されるということについては、農林水産省から市町村の優遇措置ということで通知等がございます。ただ、今規則で行っておりますので、全くこの買取りとかそういったもの以外の補助は受けていないという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 おおむね理解いたしました。先ほど農家に対しての補助とか、そういう計画の中に組み込めるかというところの中で、被害を受けたという情報はあるものもないものもあると思うのですが、やはり山に入ると今帰仁村で言えばタイワンハブも含めていろんなものがあると思います。この農業の観点からしても、このタイワンハブ撲滅のためにも、この捕獲器を設置してもいいのではないかと思います。もちろん計画は出して通るかどうか、そこもあると思うのですが、そういうところも訴えていいのではないかと思います。その中に計画をやはり出していつ承認されることによって、今回条例を制定して、認められると国からの特別交付税対象内になるということでもありますので、やはり計画段階である程度ボリュームを出して、どこまで承認をもらえるか分かりませんが、ボリュームを持たすことは必要だと思います。その辺、今もう出されているのか。そして出されたものに対して変更可能な

のかどうか。そこの計画の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員おっしゃるとおり農業を行う方々の安心も考えると、鳥獣等以外にも対応策はあるのかということでありますけれども、それが可能であれば記載していきたいと考えておりますが、タイワンハブについては別の捕獲の事業も今進めておりますので、それについては個人的には厳しいのかという感じがしますが、安心ということから考えるとどのようなことができるか、担当のほうと少し勉強させていただきます。

あとその計画について、これは毎年出しているものですから、今年度についてはもう交付決定をもらっておりますので、次年度等はそういったことが何かしら、先ほどのフェンスも含めて可能かどうかというのを入れられるのであれば、まさにおっしゃるとおり8割特別交付税で措置されるのであれば、村としても実効性のあるものだと考えておりますので、その点についても今後研究、勉強していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第51号 今帰仁村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時16分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時26分)

日程第3. 「議案第52号 物品購入契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第52号 物品購入契約について、質疑いたします。

提案理由には、今帰仁村防災倉庫等購入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例ということでありますけれども、こちらの中をしてみると防災倉庫3台及び備蓄食料と書かれていて鈴繫工業と契約されていますが、次のページを見てみると、この3

台の防災倉庫はどこに置くのか、お伺いします。それとこの備蓄食料は、契約を見てみると食料も、乙ということで鈴繁工業が物品を納入するということで物品売買契約書にも書かれていますけれども、この物品は賞味期限とかがあると思いますので、これは防災の備蓄食料と思っていますので、何か月に1回入替えをするのか。商品ごとに賞味期限が違うので、これは点検しながら物品ごとに入替えをするのか。入替えをするときには、この商品をどう使うのか。商品ロスですね。今いろいろ騒がれていますけれども、そういうことについても説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今回の観光防災の事業で防災倉庫を配置しますけれども、これにつきましては兼次小学校の敷地内に1つ、それから今婦仁小学校の敷地内に1つ、それから天底小学校の敷地内に1つということで、どちらも基本的に広域避難所としては体育館が使用されることを想定していますので、体育館に隣接した形と言いましょうか、近くに設置するような形で考えております。

備蓄食料品については、今回購入するものに関しましては7年保存の備蓄食料品、レトルトですが、それを考えております。今後、もちろん以前までに購入したもので入替えというときが出てくるかと思えますけれども、やはり消費期限、賞味期限の前には入替えが出てきますが、これまでに大規模な災害が起こっていませんので、これを切り替えるときにはかなりの数の入替えが必要になってくるかとは思いますが、それについては期限の切れる前のものですので、例えば小中学校にとか保育所にとか、いろいろ考え方はあるでしょうし、使用の仕方ですね。防災訓練の際に、例えば住民の皆さんとの炊き出し訓練の中で使うとかいろいろ考え方はあると思いますが、そのような感じで切り替えながら使用していくということでありませう。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の説明でも7年間の保存ということでありませうので、7年後に検討だと思えます。どう使うかだと思えますけれども。では、箱物を設置した維持管理が発生します。経費もですね。どこがどう管理するのか。みんな冷凍なのか、冷蔵もあるのかどうか。中に仕切りもあるのか。ただ棚だけある倉庫なのか。コンテナみたいな造りなのか。ちょっと分かりやすく、説明を求めませう。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

防災倉庫については、議員おっしゃられました冷凍機能とか、冷蔵機能とかということではなくて、基本的にコンテナになっておりませうして、沖縄はとても暑いので、直射日光が当たったときに、通常のコンテナであれば相当中の温度というのは上がります。ただ、この倉庫につきましては外気からプラス5度以上は上がらないような造りの、今は断熱機能と言うのですか、がついているということですので、この辺で食品の管理をしていくということですが、維持管理については定期的に防災担当のほうでの維持管理になると考えております。

あとは内部に仕切りがあるのかということについては、すみませう。ちょっと中のことまでは、仕切りがあるかどうかについてはちょっと確認しておりませうので、申し訳ございませうが、後でまたご報告さ

せていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 こういう事業は、やんばるではあまり聞いたことがないのですが、北部地区では今帰仁が初めての導入なのか。別の地域も同時に導入ということで、今年からあるのか。これは今帰仁村だけでそういう事業なのか。別の、沖縄県でもそういう倉庫をしてやられている地域があるのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまのご質疑について、ご説明申し上げます。

まずこの補助事業自体、事業が平成31年度から3か年での整備ということで、令和3年度までの3か年間で整備していきましようということでのものになっていますけれども、令和元年度にこの沖縄観光防災力強化支援事業を実施した市町村というのが、ほぼ県内で数か所以外はほとんど利用して、これに基づいて整備していくという感じで実施しております。中身については、今帰仁村のようなコンテナを整備したりとかというメニューをやっているかというのは、私のところでは把握していないところであります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第52号について、質疑いたします。

これまでの質疑等で大体理解はしておりますが、提案理由というか、この物品購入については観光客に対しての避難している間の、避難所での食料品であったり、そういったのにも活用されるというところではあるかと思うのですが、この物品、コンテナ、この食料品等は、今帰仁村内にありますよ、ここにありますよというような広報ですか、周知、村内外にホームページ等で、そういった観光パンフも含めて載せる予定があるかどうか。というのは、ホームページ等に載せますと、今帰仁村はこういう観光客に対しても安心安全に気を遣っているんだなというふうな、いい意味でアピールになるかと思っていますので、その辺答弁求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明申し上げます。

これは実際観光客が大規模災害によって避難者となった場合の話でございますので、議員がおっしゃられるとおり確かにこれは周知してなければ、なかなかこの避難所に向かって観光客の皆さんも来られることはないと思いますし、それだけの土地勘があるとは正直思えない状況があります。その辺誘導板等の設置の件も過去に、この観光防災の事業ではございましたけれども、やはりこのホームページ上とかで防災情報としてお知らせすることは大切なことだと思いますので、この辺はいい提言だと捉えまして、進めさせていただきますと思います。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 備蓄食料80セットとあって、その下に令和元年度から令和3年度までの3年間で、支援観光客数241人分の食料とあるのですが、この備蓄食料80セットの内容、そしてこの令和3年度までの241人分の食料の数字の根拠と、どれぐらいの期間を想定されているのか。沖縄は暖かいのですが、冬場はさすがに寒いと思うので毛布の数とか、そういったものの根拠が示せれば説明を求め

ます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 9番山城 太議員の質疑について、ご説明申し上げます。

この食料については3か年の整備の中で観光客241人分ということになっておりますけれども、この数字の根拠になっているのが、おおよそですが観光客が年間150万人来るという想定で、それを365日で割ると1日に4,000名強の観光客がいらっしゃるだろうと。その中で、この4,000名強の観光客が今帰仁村に滞在する時間が約2時間だろうということで、これを1日24時間のうちの2時間滞在だろうということに、今これは国から示されている観光客の補正係数みたいなものがあるのですけれども、その70%ということをやっていくと、大体1日のうち、今帰仁村に2時間滞在している人というのは、その災害発生時に241名であろうということで、今計算上は出ております。これはどれくらいの期間かということでありましてけれども、この241名の方の3食分の食料と、それを3日間ということ想定されていますので、実際はこの241名の方々のものということになりますと、合計で2,169食になります。それを3か年間で食料をそろえていこうということ考えております。

保存食については、この80セットというのは先ほど申し上げましたけれども3食分の3日分ということで、お一人になりますので、これが考え方で言えば1セットになります。ただ、これは3か年間でということですので、241セットを3か年で割ると約80セットずつそろえていきたいと思いますということ考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第52号について、質疑いたします。

これは一般競争入札によって、そのような事業が行われているわけですが、これはコンテナから備蓄食料、毛布、全てセットの事業というのですか、入札案件というのですか。そういうところなのか、お伺いします。

それと先ほど3番議員からいい提言がございましたが、これは災害が起きたときに、避難しないといけないぐらいの災害ですね。村ホームページで周知していく時間というか、時間的余裕もあるのかどうか。これは前にも私、少し言いましたけれども「Yahoo!天気」だとか、そういうのに避難場所を登録しておけば、それ相当の規模の災害が発生した場合において、避難誘導までできるわけです。自治体がこのアプリに対して登録することによって。なので、この手間は省けるのではないかと思うのですが、その辺も再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

まず1点目です。備蓄食料、それから備蓄倉庫、毛布等、セットの料金かということでございますけれども、これにつきましては全部セットで、一つのくくりの中で入札にかけられております。

もう一点、災害が起きたときにホームページ上でということがありますけれども、先ほど私が透議員に申し上げたのは、事前にと言いましょうか、そのときではなくて日頃からそういうホームページ上でも防災情報みたいなものの中で流せたらいいのではないかなというニュアンスで言ったつもりでございました。

あと、勝治議員がおっしゃられましたYahoo! 天気とか、避難誘導とかということについては、今後使えるもの、使えるツールというのですか、そういうものについてはやはり積極的に検証していつて、導入できるものは導入していくという考え方のもとでいかないと、大規模災害のときには、これまで私たちもそれに遭遇したことはありませんし、動けるかどうかすら分からないような状況もありますので、この辺は十分検討させていただきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 まずこの競争入札の中で、これは例えば分割してできたのかどうかとか、特殊な倉庫になると思うのですけれども、もし仮に村内の業者が、この倉庫だけは造れるというようなものであれば、村内に仕事が割り振れる状況にもあると思うのです。なので、こういうときは割り振って、入札案件として出せるのかどうかとか、村内業者に幾らか仕事を生むような努力も必要ではないかと思いません。その辺の説明を求めたいと思います。そして周知の件でありますけれども、平時からということでありました。平時もそうですけれども、先ほど前向きな答弁でありましたので、今はみんなが携帯を持っている状況の中で災害が起きると、一定規模以上のときにやはりみんなに通知が来ます。そこで追っかけていくと、やはり今帰仁村はまだ避難場所とかそういうところがないので、住民は分かったとしても観光客にそこという、示すのが難しいと思うのです。携帯で登録することによって、地図とかナビみたいな感じで誘導してくれるはずですので、それをやることによってある程度手間も予算も省けるのではないかと考えますので、そこはぜひ検討に値すると思っております。再度その辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今コンテナの件が出ましたけれども、このコンテナは相当特殊と言いましょうか。通常はコンテナの表はロックがかかっているわけですけれども、これが震度5以上の揺れを感知したときには自動でロックが解除されて開くようになっている仕組みのものらしいのですが、これは施錠されているのを私たち係が大規模災害のときに行けない。そういう中で避難所で自動でロックが解除されるような、ちょっと特別なコンテナということもありまして、すごく高価なものになっていて、かなりのお値段が張るわけですが、先ほど議員がおっしゃられたものについてはコンテナに限ってではなくて、村内で製造したりとかできるものについてはという意味だと思っておりますので、この辺については今後ちょっと検討させていただきたいというのと、あと先ほどもちょっと申し上げましたけれども携帯で登録をしたりとかしたときに最新の情報を得られてということではありますが、これについてはどちらかというところと取り組むのを検討すると言うよりは、取り組むべきなのかということも考えますので、この辺は積極的にいろんなものを利用できるように考えていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第52号について、お伺いいたします。

ちょっと確認ですが、今回備蓄食料が80セット、毛布120枚、簡易トイレが10セットという形で、これはあれですか。令和元年度には一応この部分の食料は、一旦は購入されているという解釈で、今年度はコンテナと、その分の食料セットと。来年度にまた食料、残りの分を購入するという解釈でいいのか。それ

とまた、その場合だと3つ購入するコンテナのうちの1つは、食料が来るまでの間は物が入っていないという状態になっているのか。その辺お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

この保存食セットについてですけれども、3か年で241をセットとしてそろえていきたいと思いますということがあります。確かに令和元年度にも80セット購入してあります。今回も80セット。次年度、3か年目の最終にも81セット。これで合計241セットということになっているのですけれども、これはコンテナを設置したときに空のままの状態のコンテナが出てくるのではないかとということがあります。ただ、この辺のコンテナの使用の仕方については、いつ災害が起きるかというのは誰もが予測し得ないことなので、空のコンテナは極力つくらないように考えていきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 では今の説明でいくと、令和3年度に食料品は予定の数は購入するけれども、これはバランスよく配置しながら、最終的に令和3年度には、その予備まで含めてそろえていくということで解釈してよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

3か所、今年度でコンテナを設置していきますけれども、昨年度購入したセット数、それから今年度購入するセット数、合わせて3か所で均等に割るなり、3か所のコンテナを活用できるような形で考えていきます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 実際今バランスよく配置していくという中で、やはり賞味期限というものがあって、同じコンテナの中に賞味期限が違う年数というものが入ってくると、とても管理というのが難しくなってくると。一旦はバランスよく配置しても、全部そろったときにはここが令和元年度のコンテナ、2年度のコンテナという、こういう後でまたかえって管理がしやすいような、同じコンテナに3つ違う賞味期限があると、とても管理が難しいと思うのです。この辺はまずそろえた後に、もう一回商品の、特に食べ物です。備蓄食料に関してはやったほうがいいのか。管理上その辺どういう感じで配置しようとしていたのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

コンテナが実際に来るのが今年ということで、なかなか管理をどのようにしようとしていたのかというのは、正直なところこれからだったわけですが、今議員がおっしゃられましたとおり、この賞味期限まであと何年あるのかとか、大体5年から7年の賞味期限の打たれた保存食を利用していきますので、これはやはり購入年度とか賞味期限まであと何年あるのかというものも含めて、担当とこの仕分をきちんとして管理できるような形で考えていきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第

55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 当初そろりまでは、どうしてもそれはバランスよく配置しないとけないということは当然だと思えるのですけれども、そろった後はやはり管理がしやすい、長期的になるとどこに何があつたのかって分からないし、やっぱりこのコンテナは令和元年度に購入したもの。これは2年度とか3年度という形で、ぜひこの管理ミスがないように、最小限に抑える形での管理の仕方というのは今後そろえていってほしいと思っていますので、最後にこの辺を含めて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

備蓄食料品がそろりまでは3台均等に持っていかないといけませんので、これは賞味期限は一緒のやつとかということになると思うのですけれども、今議員がおっしゃられましたとおり購入年度とか、賞味期限の期限を押さえた上でコンテナごとに更新していくのが、一番管理のやりやすい方法なのかと考えます。その辺も含めてやはり担当者と、どうやれば良好にスムーズに管理できるかということも含めて取り組んでいきたいと思ひます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時58分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時58分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き、議案第52号 物品購入契約についての質疑を行います。

質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第52号について、質疑いたします。

先ほど来、同僚議員からの質疑等で大体理解はできておりますけれども、震度5相当の揺れによって自動的に施錠が解除されるという話もありました。これは自然災害以外でも物理的に、例えば近隣の工事であつたりとか様々な要因で、それ相当の揺れを感知した場合に施錠が開く可能性もあるのかということを確認させていただきます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほど自動解除について、震度5以上の揺れで自動的にドアロックが解除される機能を持っているということを申し上げましたけれども、これは例えば地震以外の揺れでということがありますが、震度5相当の揺れになると機能的に自動でロックは解除されるものというふうに考えております。人的にといいいますか、意図的に揺れを、衝撃を与えて、それが震度5相当の揺れになった場合、それは自動的にロックが解除されるというふうに認識しております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 理解いたしました。これは先ほど確認したサイズの的にはそんなにまでは大きくないという話がちょっとあつたものですから、固定の仕方としてどういう形になっているのか。変な話、

もしかしたら子供たちがばんばんばん揺らせるようなサイズ感のものであればとか、あと固定の仕方によっては動くような形であればということも含めて、もし開いた場合の、このセキュリティー的な部分も含めて、食品も入るということですので変な薬物の混入とか、いろんな観点からやっぱりセキュリティーの部分は重要なかとちょっと感じたものですから、その辺を確認させていただきます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

備蓄倉庫については幅というのですか、横に4m、それから奥行きが2m40cm、縦にも2m40cmということで、そんなに大きいという感じのイメージではないかと思えます。設置については土間打ちして固定する形になりますので、子供たちが動かせるようなものではないというのは确实だと思えます。ロックが解除されるということでもありますけれども、これは震度5相当の揺れと言いますと、物すごい揺れだと思えます。これは相当なことがない限りロックは解除されないものと思っておりますけれども、この辺はセキュリティー上の問題というのもあって、ロックが解除された場合はどうなるのかというのがあるかと思えますので、議員が質疑なされることについては想定していなかった部分がありますのでお答えできませんけれども、その辺をちょっと今後確認させていただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第52号 物品購入契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第52号 物品購入契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第53号 令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、歳出1款から4款、6款から10款で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入14ページから行きます。歳入15款国庫支出金、1目民生費国庫負担金の13節子どものための教育・保育給付費負担金、施設型給付費と地域型保育給付費ということで、これは17ページの県負担金ということで同じように、金額は違いますが載っていますけれども、この説明を求めます。

それと次、15ページの15款国庫支出金、2目民生費国庫補助金の7節放課後児童健全育成事業（新型コ

コロナウイルス特例措置分)ということでありませけれども、どういったことをやるのか、お伺いします。

次、18ページです。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、9節沖縄振興特別推進交付金の新規就農一貫支援事業、マイナス1,328万2,000円の説明。

次、22ページの21款諸収入、4項雑入、4目雑入、4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料となって、マイナス計上の1,000万円の説明。

次の23ページの22款村債、1項村債、1目総務費、1節総務費の中の沖縄振興特別推進交付金事業のマイナス1,750万円の説明を求めます。以上。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの10番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

14ページの13節子どものための教育・保育給付費負担金についてですが、施設型と地域型がありますが、施設型は民間保育園のあめそこ、まほろばに支払うする国の分の補助金、公定価格と言いますが、それとなっています。施設型のほうは事業所内保育になる「おとわキッズ」に支払うする額となっています。国庫金として2分の1、15ページにあります7節の同じ項目が4分の1の県負担分ということになっています。

続きまして新型コロナウイルス特例措置分についてですが、これは仮というか、変更の申請が今回行われまして、自粛した場合、それを見越したものの額を想定して計上いたしています。学童の受入れのためのもではあるのですが、今年自粛した4月から5月にかけての金額を想定して入れている額となっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

18ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の9節沖縄振興特別推進交付金の新規就農一貫支援事業のマイナス1,328万2,000円については、今回お二方の予定をしていたのですが、お一人の方が今年度の途中で辞退いたしました。辞退したことに伴う交付金の減額による計上となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

22ページお願いします。21款4項4目4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の1,000万円の減額についてです。当初予算額は9,500万円でした。9月の定例会において4,200万円の減を行っております。9月の議会においては、9月からの前年月比を約75%として、年間総額では5,300万円として設定して減額をしました。今回の1,000万円減については、10月の入館料が224万3,175円でした。前年月比で行くと41%ということ、75%には達していない状況です。今回の減額については、減額幅、率の想定は難しいところなのですが、約1,000万円は減額して、11月以降はこの計算で行くと73%の前年月比になりますが、段階的に減額を行うということで今回1,000万円の減額としております。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ご質疑について、説明いたします。

23ページの22款村債、1項村債、1目総務債、1節総務債のうちの沖縄振興特別推進交付金事業の1,750万円の減額でございますが、そちらのほうは5ページの第2表の地方債補正にも記載しておりますが、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金と言われている事業なのですが、それぞれの事業を行っている中で起債充当額の中身の再計算がありまして、それで起債額、要するに借入額が減ったということで1,750万円の計上となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 14ページから再度行います。

室長の説明では、施設型給付金については民間のあめそこ保育園ということであったのですが、民間はもう一つあるのですけれども、あめそこだけなのか。まほろばはまた別のときなのか。別々なのか、お伺いします。

次のページの放課後健全育成事業（新型コロナウイルス特例措置分）と、これは学童だけにする補助なのか。学童は2、3か所ありますよね。学童だけなのか。別の学童に通っていない方の措置はどうなのか。学童だけの200万円なのか、お伺いします。

次、18ページ、新規就農一貫支援事業です。課長の説明では予定していた1人が辞退したということですが、この新規就農は5年間ということで大體受け取りする方もいると思うのですが、この事業をやって、5年間農業をすればいいという形ではないと思うのです。この事業を受けたら、持続的に農業すると。農家の1期生ということ、後継者づくりということの新規就農だと思えますけれども、この補助を受けて何名の方が農業を辞めたか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

14ページの施設型についてですが、あめそこ保育園、まほろば保育園となっております。

続きまして15ページの新型コロナの件ですが、今第3波に備えての、学校が休校になった場合の想定で今計上いたしています。学童3園に相当するものであるのですが、4月、5月に自粛したときのものを実績として今回計上いたしています。補助率についてですが、国が3分の1、県3分の1、村3分の1という内訳となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

今回の18ページの新規就農一貫支援事業については、これはハウスと機械等を整備する事業でございますが、議員がおっしゃっているのは恐らく農業次世代人材投資資金推進事業の中のことだと思われませんが、今回の計上については新規就農一環支援事業でございますが、この中で当初からお二人を予定しておりましたけれども、これも就農後の5か年後、経営確立を支援するための事業でございますが、今のところ施設等を整備している事業でございますので、離農したという件については今のところお伺いはしておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時50分)

ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 歳入について、質疑いたします。

22ページの21款4項4目4節です。先ほど説明がありましたけれども、10月の実績を鑑みてということで理解いたしました。それでは3月議会においても、ではそのときの実績において減額も出てくるだろうということで、その時々で精算していくと。年間を通してではないという話です。一応3月を見越したわけではなくて、実績に応じて減額減額でやっているという理解いたしました。今帰仁城跡の入場料収入というのは、村にとっても大事な自主財源の一つだと理解はしております。その中で、このコロナという今外的要因もあるのですけれども、次年度に向けて減額した分も含めて、やはり何かしら手は打っていかないといけないのかというふうに理解はしているところであります。入場料の増とかもやってきましたが、この辺はやはりどんどん積極的に手は打っていかないといけないのかと思っているので、その辺の見解です。あと、今すぐには難しいかもしれないですけども、コロナの収束を含め、また目指して、指定管理者と増に向けた取組とかも含めて、今何か持ち合わせている部分があれば伺いたいと思います。

○ **座間味 薫 議長** 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの2番上原祐希議員の質疑について、ご説明いたします。

22ページ、21款4項4目4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料についてなのですが、今後の収入増に対する取組について、現在村では入場料改定について検討を始めて、協議を行っております。また、現在G o T o トラベル等が行われていますが、その状況ではレンタカーの需要が来訪者では多いということがありますので、指定管理者、併せてレンタカー会社へのパンフレット配布とかを強化しながら行っているところで、あとコロナ禍ということで城跡については屋外の施設になっております。こちらに関しても小学生料金、県内・県外を含めて無料にできないかということの取組についても検討して、小学生については無料にして、家族連れで訪れる機会を増やしながら、来訪者増に向けて取り組んでいくことで進めております。

○ **座間味 薫 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 理解いたしました。入場料改定も含めて検討しているということですので、大体幾らぐらいの入場料を検討しているのか伺いたいということと、屋外という中でやはりレンタカーとかを呼び込むような営業という話もありましたけれども、やはりまだまだイベントとかそういうことを提案とか、そういったことが指定管理者から示されているという状況ではないという感じですか。結構指定管理者の事業計画の中でもそういうものがうたわれていたところもあるので、その辺も踏まえて今どのような形で取組が行われているのか。お伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 嘉陽 健社会教育課長。

○ **嘉陽 健 社会教育課長** ただいまの質疑について、ご説明いたします。

まず入場料の改定に伴う金額についてなのですが、これまで議会でもワンコインという話もありましたが、この辺は類似施設と照らし合わせながら、適切な価格が設定できるように調査しているところでございます。あと屋外施設ということでイベントの取組についてなのですが、指定管理では先月、11月でしたか。県が募集している事業がありまして、そちらにウルトラマラソンというものがあって、その申請を

行っていたところなのですが、まだ結果は確認が取れていない状況です。

あとこれから、例年冬場の入場者が多いということで、また桜の時期も迎えますので、この辺はガイドラインに沿ってコロナウイルスの感染防止対策を行いながら、入場者増にどう取り組めるか検討していきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 入館料、入場料は今「類似施設と」ということで、具体的な数字は検討中だということでも理解いたしました。イベントについてはウルトラマラソン、これはたしか指定管理者は前も、何回かそういうイベントもやったりしていたのかなというのを理解しているのですけれども、まだそれが分からないということですよ。分かりました。

冬場はグスク桜まつりとかを本来であればやる、一番入場者が増える時期ではありますけれども、今回それがもう既に中止も決まっているという中で、やはり厳しい状況は続くとは思いますが、G o T oはやるわけですから来るだろうということも踏まえながら、やはりグスク桜まつりとまではいかななくても、何かしら入場料増につながるような部分は村として考えていくべきだと理解はしているところであります。その辺、やはり村長はどう考えているのか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの2番上原祐希議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

この入場料、そして入館料の1,000万円の減というのは大変厳しい現実を突きつけられているなど実感をしているところであります。今後、この収益構造といいますか、もう遅いかもかもしれませんが、多角化を考える時が来ているのかと考えているところでございます。入場料、入館料以外の施策も何か打っていかねばならないというようなご提言だと思っておりますけれども、今こそ、過去に例えばカレンダーであるとか、例えばいろいろ議員の皆様のお知恵もお借りしたいのですが、動画であるとか、そういったところを今後考えていく方向で、庁内で協議をしているところであります。本当にこれはコロナ禍によって観光産業の脆弱さが浮き彫りになったような形でありますので、観光施策に関する、今後検討する機会を与えてくれたものというふうに理解をして、指定管理者、そしてまた商工会、観光協会と今後協議する機会が設けられれば、またいろんなアイデアも出てくるだろうと思っておりますし、今後そういう協議を重ねていきたいと考えているところです。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 先ほど10番與儀議員の質疑において、新型コロナウイルス特別措置の説明をいたしました。学童の3か所についてですが、正式には運営団体が3か所となっておりまして、施設は5か所となります。訂正しておわび申し上げます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 上原祐希議員の質疑に対して、補足で説明させていただきます。

村長からもありましたけれども、観光協会としっかり連携していくという答弁がございましたが、実際今進めているイベントもあります。ただ、決定ではないのでこの場で正式に申し上げられませんが、議員おっしゃるとおり時期に向けてどうするかということも非常に課題となっておりますので、そのあた

りを踏まえて、コロナの収束等が見込めるとして、次にどのように発信していくかということは非常に重要なことだと考えておりますので、そのあたりも踏まえて今観光協会としっかり詰めて、桜まつりに代わるイベントといいますか、そういったものも今検討しているということを補足いたします。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** それでは歳入に対して質疑いたします。

21ページ、19款1項1目1節繰入金の財政調整基金に関して、今回は4,311万円繰入れしているところで、財政調整基金の残高がどれぐらい残っているのかということと、これは財政調整基金を崩して入れたという、この要因。例えば城跡の入場料が減ったというところで穴埋めをしなきゃいけないとか、そういった要因があったと思いますので、その残高と要因を説明求めます。

それと23ページの1目1節総務費の沖縄振興特別推進交付金事業、先ほど説明で一括交付金というところで、5ページの地方債の減額ということは、これは一括交付金事業がなくなって減額になったというところ、やる予定だったものが、例えば祭りとかそういったものが自粛して使わなくなったので減なのか。その辺の要因、ちょっと説明を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** 5番座間味邦昭議員の質疑について、説明します。

21ページの19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の1節繰入金の中で、財政調整基金の4,311万円の計上でございますが、まず今回の第9回補正予算についての財政調整基金、いわゆる一般財源の繰入れでございますが、その中で全体的な補助事業に関しては補助金と、それと村の単独事業、村負担の単費分を充てるのがその財政調整基金になります。そのほかに水道事業会計への繰り出しとか、国保会計への繰り出しとか、そういったもろもろが含まれて一般財源の繰り出しということで財政調整基金からの4,300万円余りの計上であります。今回の補正まで合わせての財政調整基金の残額でございますが、2億8,672万3,000円となっております。

それと23ページ、22款村債、1項村債、1目総務債の沖縄振興特別推進交付金事業のマイナス1,750万円でございますが、そちらのほうは村債でございます、借入額の減額ということになります。一括交付金事業の事業費の減による減額ではなくて、当初割り当てられた県の補助金が全て80%の配分で貼り付けることができなくて、事業によっては65%しか財源手当として手当していない部分がありました。その中で、その事業を調整する中で80%まで戻したということで、当初補助金として充てていない部分は補助金として充てることができたので、借入額を少なくすることができたということで1,750万円の計上となっております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今課長から説明がありましたけれども、財政調整基金、いろいろと水道会計、国保会計、いろんなもろもろで崩していったということで、残高が2億8,600万円余りと。適正な価格を前、幾らかお伺いさせてもらったときは3億円、これぐらいはやはり残高として置いてほしいという金額があったと思うのです。もう一度これを教えていただきたいということと、あと沖縄振興特別推進交付金事業、これはあくまでも一括交付金事業としてやったけれども、ただその割合でちゃんとカバーでき

たということで、事業しなかったから返したということではなく、それはそれでやって、うまくこれはやりくりできた。返すことができたというところでの処置だったということで理解してよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

21ページの財政調整基金のお話からですが、今年度事業を令和2年度当初予算を組む際においては4億3,000万円ありましたが、当初予算から各8回補正まで含めて2億8,000万円充当しております。それで今現在が2億8,600万円余りという残額になっているということで説明申し上げました。その一般財源、財政調整基金の金額でございますが、その金額が大きければ大きいほどいろんな事業に柔軟に対応できるということで、概ねの目安としては予算総額の10分の1あればという、そこは目標とすべきところだろうということ言われている状況でございます。ただ、絶対に10分の1にしなければならないということではありませんので、それ以上にあってもいい話ですので、財政調整基金としては多ければ多いほどいいという状況でございます。それと23ページの沖縄振興特別推進交付金事業でございますが、質疑のとおり事業を、先ほど補助金の充当額として65%しか見ていなかった事業が80%とかで見たというところで、一つの事業で村債、借入金額を抑えることができたというのが今回の計上でございます。また、この一括交付金事業は3月まで継続して実施していくものでございますので、また3月には若干の調整額が発生するものだと見込んでおります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 もうちょっと財政調整基金に関してお伺いいたします。今回、当初4億3,000万円あったのを崩して行って、今2億8,600万円余りと。水道会計や国保の赤字の補填というところであって、当初残高としては、理想は予算総額の10分の1と。60億円、70億円の予算総額からすると、6億円、7億円の財政調整基金の残高が必要で、理想としてはあった。それよりも大きければ大きいほど、それはまたいろんな事業をするということで。ただ、ちょっとお伺いしたいのですけれども、今の時点で2億8,600万円余りと。ある程度、これは決算に向けて余剰したら、また積み上げていく予定なのか。それからまた水道も国保もまだまだこれから出てくるおそれがあるというのもちょっと感じ取れる部分が、今回だけに限らず。これは今の見通しで行くと、今年度締めたときにどれぐらいを予想しているかという、残高が残せるのかというのは把握しているのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

21ページの財政調整基金に関することでございますが、今年度末についてはまだその他の状況といたしますか、特別会計の繰り出しが3月頃どういうふうになってくるかというのは、また今後それぞれの会計の状況を判断しての対応になってくるかと思っております。現在は3月にどのような状態になるというのはまだ見込んでおりませんので、できればそれぞれの特別会計が独立して精算できれば一番いい状況になるかとは思っておりますが、まだ見込みが立っていないという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第

55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** まだ年度途中というところで、特別会計とかの決算の状況も見ながらじゃないとやはり残高がどれぐらい残るのか。積み増しできるのかということころは、まだ読めていないと。ただ、やはり予算の総額の10分の1ぐらいはやはりほしいというところを考えたときに、この残高というのは基本的にいろんな事業をする上ではとてもきつきつで、やりたいこともできなくなってしまう。残高を崩していくような状態で行くと、村の弾力的な予算措置が難しくなってくるということを考えたときには、やはり水道会計、国保会計に関しては近々の対策が必要なのかと。今考えている予算の中で、今回コロナの影響で城跡の入場者数も大分減り、入場料が減っていると。水道会計、国保に関してはコロナの影響というよりも、もともとの赤字というのもあった上に駄目押しで今回コロナの影響ということで、もしかしたら税収も来年度は落ちるおそれもある。入場料も今回落ちることになると、かなり厳しい状況にあるのではないかと。でもこれはぜひこれを見越して、大体これぐらいになるのではないかとこののをやはり見越しながら計画を立てていかないと、来年の9月に分かりました。これだけしかありませんと、どうしても厳しい村政運営になっていくと思うので、やはりこれは先を見越した対策というか、この数字を読んでいっていただきたいと思いますが、この辺は改めて村長も含めて答弁を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** ただいまの質疑について、説明いたします。

村の財政調整基金の在り方と、それと一般会計の組み方の中の対応としましては、もちろん財政調整基金が余裕のあるほうがいいのですが、それとこれまで行革の中で村の一般会計としましては歳出抑制に取り組んで、なぜこれが必要なのか、緊急性があるのかというところで、歳出の組み方の中でそういう合っているか、合っていないかという優先順位をつけて、そういうふうに対応してきた状況であります。歳出の抑制についてはある程度できていて、もうこれ以上厳しくといいますか、きつきつにはしたくないという思いがあります。それに代わるものとしては、歳入をどうにかして増やしていきたいというところになっていきます。その歳出の一番大きいところでは、城跡の入場料も含めてでございますが、そちらのほうの、先ほど社会教育課長から説明があったとおり入場料の見直しであったり、村の証明書の手数料といえますか、そういったもの見直しも検討が必要かと考えております。

それと、また近年ふるさと納税によりまして、一般財源としての手当ができるようになっておりますので、そのふるさと納税をいかに伸ばしていくかというのも課題でありますし、また予算を組む中でそれぞれの目的を持った基金がありますので、その基金の運用を効率的にやっていくというのが財政側に課された課題だと考えております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後2時16分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** では歳出、行います。34ページ、歳出3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の11節役務費、子供の貧困対策支援事業10万円、10節需用費8万4,000円となっておりますが、これの説明です。

次、この18節負担金、補助及び交付金、先ほどの説明で学童等とか説明があったのだけれども、こっちもみんな学童だけなのか。別の学童に通っていない子供たちの放課後のものもあるのかどうか。再度、先ほどは聞きにくかったものだから説明を求めます。

次、35ページの3款民生費の3目保育所費の中の需用費の電気料140万円の説明を求めます。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後2時18分)

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

34ページ、3款2項1目10節需用費の子供の貧困対策支援事業につきましては、対象者のファイル作成のための必要品、消耗品等の増額となっております。なお、11節役務費につきましては郵券料等になりますが、当初予算で計上していなかった分、その分の増額となっております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 久田友也幼保連携推進室長。

○ **久田友也 幼保連携推進室長** 10番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

18節放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス特別措置分）についてですが、学校が休校した場合を想定して、朝から学童を開所していただくために必要な経費分となっております。対象は学童のみの経費となっております。

続きまして35ページ、10節需用費、電気料についてですが、公立保育所の電気の不足分に対応しての経費となっております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 10番與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** ちょっと分からなかったから、もう一回質疑します。貧困対策支援事業はいろんな種目があるのか。1つの種目で関わっているのか、お伺いします。

それともう一つ、ウイルスの特別措置は学童ということですが、小学校、中学校は別のもので放課後を支援していくのか、お伺いします。

この電気料は保育所と、2か所の保育所で140万円の補正ですけれども、年間大体幾らぐらいの電気料を使うのか、お伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃福祉保健課長。

○ **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの質疑について、ご説明いたします。

子供の貧困対策関連の事業につきましては、子供の貧困と思われる対象の子供及びその世帯に既存の制度であったり後方支援、バックアップをするための支援員を1人配置しております。その支援員が本人、その世帯への訪問、もしくは関係する学校等などの、その他の機関との調整を図りながら、世帯の子供及

びその世帯の支援を行っていく事業ということでもあります。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 10番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

前年度の電気料が450万円余り出ていまして、今回認定こども園がスタートしまして、その見込みを想定していましたら、大体基本額を大分上回っているような状況でしたので、この計上に至っています。

コロナウイルスの特別措置についてですが、小学校の学童に通っている生徒のものなので、それ以外は対象外という形になっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度、子供の貧困対策支援事業は特定の人にやるのか。全体で関わって、この事業を進めていくのか、お伺いします。

それとウイルスの関係です。学童に通っている方の措置ということで、これは学童に通っていない方もウイルス云々は平等にかかると思うのですけれども、何で学童だけの事業なのかと。国の事業だと思うのですが、ちょっと不思議で聞いています。国からこういう指導で、学童だけということなのか。学童に通っていない人も同じウイルスに感染、平等にかかる可能性があるのですけれども、どういった措置で特別措置、学童だけなのか。分かる範囲内でお尋ねします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

子供の貧困対策の対象の件につきましては、学校や保育所、それ以外には民生委員や各地域の区長、書記等、そういった方の世帯の状況から相談に来る案件につきましては、その対象にしております。また、学校教育課の就学支援の対象になって、困り事の相談等があった場合には、その方をまた対象者として相談支援しているという状況であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 新型コロナウイルス特別措置についてですが、学童の施設に対しての補助ということになっていまして、子供たち一人一人の対象は外ということになっています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第53号 令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第53号 令和2年度今帰仁村一般会計第9回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第54号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第54号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第54号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第55号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第55号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第55号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第56号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題といたします。

これから収益的収入及び資質、資本的収入及び支出、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 質疑いたします。

前からも水道会計はかなり厳しいという状況で、また今回、一般会計から繰入れしたというところで、かなり厳しい状況ではあるのですけれども、この水道会計はやはり抜本的な、先ほど一般会計の質疑の中でも企画財政課長から歳入を増やすということを今後やっていきたいと言っていますけれども、やはり出血を止めることも大切だと私は思っていて、やはりすぐできるのはまず出血を止めることからじゃないかと。そういう意味では特に水道会計、国保を含めてなのですが、まず今回の水道会計に関して、これは次年度以降、この一般会計から繰り入れていくということはやはり今後の村の事業もなかなかできなくなってしまうというところで、それに関してどのような形で今後この水道会計の赤字に取り組んでいくのか、シミュレーションがあるのか、この辺をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど来、非常に村の将来を憂いているというような内容の質疑もありました。この水道会計の赤字について、答弁をしたいと思います。やはりこれまでいろいろご議論もされてきたかと思っておりますけれども、浄水場や配水池の整備、そしてまた老朽管の取替えなど、これまで多額の工事費を費やしたというのも一つの要因であり、そしてまた起債償還だけでも今かなりの額になっているというのが実情だと思っております。本当に使用料だけでは維持管理を賄うことが非常に厳しい状況にある中で、一般会計

からの繰入れに頼らざるを得ないというのも限界が来ているという状況であります。これについては次年度、本当に一日でも早いという議員の要望でもありますけれども、いろいろ料金改定につなげていく今覚悟をしているところでございますので、次年度に向けてシミュレーションも水道課長から説明をさせたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対して、説明いたします。

正確なシミュレーションではないのですが、シミュレーションとしては今の料金の15%アップでやると一応黒字に展開するというので、今あくまでも15%でアップの段階……、まあ、ざっくりですけども。経営ビジョンという政策を今、令和2年度末までに作成中であります。これでも一応料金の想定、また水道課の経営的なものも、収支もやりながら、先を見据えてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今村長の思いと、また課長から具体的な料金のアップが、こういう形でいけば黒字化できるのではないかとということで料金15%アップと。これは基本料、水道使用料、全てが15%アップになるということなのか。どの部分なのかというところを、もう一度説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 今のところは、現在の料金に15%アップしてということになっておりますので、これからは9月の定例会でも答弁したのですが、実際今年に料金改定して、令和3年度から新しい料金を実施する予定だったのですが、9月にも申したようにコロナの影響で、今回1年伸ばして、令和3年度で査定して、令和4年度から新しい料金で実施していきたいと考えております。今のところはざっくりなので、今からまたメーター量もありますし、基本料金もありますし、また基本料金の世帯、また大きく持っているというのがありますので、この辺をまたやりながら、どの改定がいいのかを検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 前にかなり国からのお叱りをうけたときの話の中で、いろいろ私なりもシミュレーションをしたら、当時25%ぐらいかと私は思っていたのですけれども、15%で黒字がもしかして達成できるかもしれないと思ったら、これは思い切ってやったほうがいいですし、もしかしたらとんとんじゃなくても、やはり今後の未来の設備のことを考えたときにはそういったことを見越して、村の行政サービスは行政サービス、水道会計は水道会計とやはりここは単独で黒字にし、また今後の設備投資とかこういったものができるような仕組みで、やはり今しのごではなくて将来を見越して料金も。それは確かに負担は大きいですけども、それをしないと結局行政サービスが滞ってしまうという最悪な悪循環になってしまうので、そこは割り切って、水道会計がちゃんと黒字で将来の展望が築けるような料金体制と、またそれも含めれば住民にちゃんと説明ができると思いますので、ぜひこれに関しては真摯に、ちゃんと思い切って向き合っていってほしいと。私のほうも協力しますので、これに関してはよろしく願いいたします。では最後に村長、そういう思いで、ワンパターンで毎回村長に振りますけれども、最後に答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思っております。

議員おっしゃるように国保会計、水道会計は今大変厳しい状況にあります。先ほど課長からも説明がありましたとおり今経営政策ビジョンを策定中でございまして、それができましたらまた議員の皆様にもお示しをして、意見も拝聴しながら、この厳しい中のそれぞれの特別会計にて独立する、本当に黒字化していくよう、鋭意努力をしていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第56号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第56号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

日程第9. 「同意案第12号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

同意案第12号

今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を今帰仁村副村長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 今帰仁村字
氏 名 比嘉 克雄
生年月日 昭和一年一月一日
任 期 令和3年1月1日～令和6年12月31日

令和2年12月11日提出
今帰仁村長 久田浩也

提案理由

新たに今帰仁村副村長を選任したいので、この同意案を提出します。

履歴書を添付してございますので、お目通しください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第12号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。「同意案第12号 今帰仁村副村長の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「同意案第12号 今帰仁村副村長の選任につき同

意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 2 時45分)